

新生児聴覚検査を長野県外の医療機関等で受診する方へ

制度の概要

里帰り出産などの理由により、長野県内で「新生児聴覚検査受検票」（以下「受検票」）を使用できない方が、県外の医療機関等で新生児聴覚検査を受検した際に自己負担をした、新生児聴覚検査費用（保険適用外分）を1人の児につき5,000円を上限に、長野市から助成（返金）する制度です。

助成対象の新生児聴覚検査受検後、以下の書類をご提出ください。

申請窓口 長野市保健所健康課 窓口へ持参又は郵送

必要書類 書類は、対象児の出生後一年以内にご提出ください。

1. 長野市新生児聴覚検査料請求書	請求者は出生時の母としてください。 請求額は未記入のままご提出ください。 振込先は請求者本人名義の口座をご記入ください。 (振込名義人が請求者以外の場合は「委任状」が必要です。)
2. 新生児聴覚検査受検票（補助券） ※ 検査結果記載済のもの	県内で使用できなかった長野市交付の受検票 受検した医療機関等による検査結果の記載が必要 (裏面に記入例あり)
3. 医療機関等発行の領収書（原本）・ 診療明細書	原本は、確認後お返しいたします。

申請後、審査により償還年月日及び金額が決まり次第、長野市から決定通知書を送ります。指定した口座への入金をご確認ください。

(お支払いまで、申請から2か月程度かかります。)

手続きに関する注意事項

1. 新生児聴覚検査に実際にかかった費用が対象です。初回検査及び確認検査を実施した場合は2回分を合わせて5,000円が支払い上限額です。
2. 使用できなかった受検票は、請求時に必要です。大切に保管してください。
3. 新生児聴覚検査受検票には、受検医療機関等による受診結果の記載が必要です。
受検前に、医療機関等へ裏面説明文・記入例を提示し、対応についてご相談ください。
検査結果の記載もれがある場合は、助成の対象外です。
4. 領収書等は、受検者の氏名や医療機関名、受検年月日が確認できるものを提出してください。
※領収書等で検査項目等を確認できない場合、医療機関に確認する場合がありますのでご了承ください。
5. 請求者の住民票が長野市にある期間の受診分が対象です。住民票を長野市外へ移した場合は住所地の自治体へお問い合わせください。

お問い合わせ先

長野市保健所健康課母子保健担当 〒380-0928 長野市若里6丁目6番1号 電話 (026) 226-9963

《新生児聴覚検査を受ける医療機関等に提示してください》

長野市在住者の新生児聴覚検査を実施する医療機関等の方へ

長野市では、国が定める厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新生児聴覚検査の実施について」に基づく新生児聴覚検査への助成を実施しています。

県外で受検した児の保護者は、受検後、自己負担した受検費用を当市に請求し、助成を受けることができます。請求の際、下記による新生児聴覚検査の結果の提出が必要となりますので、受検票に結果を記載し保護者へお渡しいただきますようご協力をお願いします。

1 助成対象となる検査内容（いずれかの方法で検査したもの）

- ・ 自動 ABR
- ・ OAE

2 初回検査および確認検査まで（児一人あたり 5,000 円が上限）

3 受検票の記入

「医療機関記入欄」及び「新生児聴覚検査料請求書欄」の日付、医療機関番号、医療機関所在地・名称・医療機関の長名を記入してください。